

<変更内容ごとの変更手続の整理表>

(留意事項)

- 認定を受けた事業計画を変更する場合、①変更認定、②事前変更届出、③事後変更届出のうち変更する事業計画の項目に応じていずれかを行う必要があります。
- 変更届出事項を変更認定の手続において変更することはできませんので、別々の申請・届出を行ってください。また、同じ事業計画について、複数の変更手続を同時に行うことはできません。
- 変更認定は調達価格が変更になる場合と変更にならない場合があります。
- 添付書類については、以下のものを基本として、個別の案件ごとに異なる書類が必要となる場合があります。
- **公的機関の発行する書類については、発行日から3カ月以内の原本に限り**ます。なお、登記簿謄本については、法的証明力が備わっている全部事項履歴証明書が必要なため、登記事項要約書又は一般財団法人民事法務協会がWEB上でやっている登記情報提供サービスからのデータの写しは、法的証明力が担保されないことから認められません。

変更対象の項目			変更手続			添付書類	備考
			変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
事業者情報	再生可能エネルギー発電事業者名	事業譲渡等の場合	○			①譲渡契約書 又は 譲渡証明書 ②(法人の場合)双方の履歴事項全部証明書【原本】 ／(個人の場合)双方の戸籍謄(抄)本【原本】 ③双方の印鑑証明書【原本】	譲受人が変更を申請・届出
		社名変更、会社分割、合併の場合			○	①変更理由を証する書類 ②履歴事項全部証明書【原本】、③双方の印鑑証明書【原本】	
		相続の場合			○	法定相続人全員の①戸籍謄本【原本】、②印鑑証明書【原本】 ③遺産分割協議書又は相続人全員の同意書	
		戸籍上の氏名変更の場合			○	①戸籍謄(抄)本【原本】、②印鑑証明書【原本】	
	代表者(役職/氏名) / 役員(役職/氏名)			○	①履歴事項全部証明書【原本】、②印鑑証明書【原本】		
	住所			○	履歴事項全部事項証明書【原本】		
設備情報	発電設備の区分	○					
	発電出力	○			①接続の同意を証する書類の写し ②発電設備の仕様書 ③配線図	変更後の内容で接続契約が変更されていることが必要	
	設備名称		○				
	設備の所在地		○		①不動産登記簿謄本【原本】 ②(他人所有地の場合)土地の取得を証する書類 ／(屋根置きの場合)建造物所有者の同意書 ③構造図(設備配置図) ④地番図(公図以外でも可)	運転開始前においては、原則として変更不可。ただし、市町村合併による地名の変更、区画整理による住所変更、隣接地番の追加又は一部削除は可 運転開始後においては、認定を受けて発電開始した設備を別の場所で設置する場合は可(引越し等)。その場合、接続の同意を証する書類の写しの添付が必要 「土地の取得を証する書類」については「権利者の証明書」では不可	
	事業区域の面積		○		構造図(設備配置図)		
	太陽光発電設備の設置形態(屋根置きと地上設置の別)	○			①構造図(設備配置図)、②配線図	自己所有⇔他人所有、建物の種類については変更手続不要	
太陽電池に係る事項(製造事業者名/種類/変換効率/型式番号)	○			①構造図(設備配置図)、②配線図			

	太陽電池に係る事項（太陽電池の合計出力）			○		①構造図（設備配置図）、②配線図	パネルの枚数変更で太陽電池の合計出力が変わる場合は手続が必要
	風力発電設備に係る事項（製造事業者名／型式番号／NK認証番号）		○			発電設備の内容を証する書類	風車及びP C Sの型式、定格出力が記載されている仕様書が必要
	配線方法		○			配線図	
	電気事業者への電気供給量の計測方法		○			配線図	
事業内容	事業実施工程（設置工事開始予定日、系統連系予定日、運転開始予定日、設備廃止予定日）			○			
	保守点検責任者	別の保守点検責任者に変更する場合	○			事業実施体制図	
		同一の保守点検責任者の社名変更、会社分割、合併の場合			○	①事業実施体制図、②変更理由を証する書類	
	保守点検及び維持管理計画			○			
事業に要する費用（保守点検及び維持管理費用、撤去及び処分費用・算定方法）			○				
モニタリング計画（地熱）	源泉モニタリングに係る実施計画の内容			○		地熱資源等モニタリング計画書	地熱資源等モニタリング計画書に記載されている添付書類も必要
燃料情報（バイオマス）	燃料区分／燃料名		○			燃料（原料）調達及び使用計画書	燃料（原料）調達及び使用計画書に記載されている添付書類も必要
	「燃料（原料）調達及び使用計画書」における燃料の収集・調達地域			○		燃料（原料）調達及び使用計画書	
-	地方税法第72条の4に係る事項				○		「社名変更」としての添付書類が必要